

警察庁丁地発第32号
平成5年3月12日

各管区警察局保安（公安）部長
警視庁警ら部長 殿
各道府県警察本部長
各方面本部長
（参考送付先）

警察大学校保安教養部長
各管区警察学校長
北海道警察学校長

警察庁保安部地域課長

「鉄道警察隊の運営に関する規則の改正部分の解釈及び運用上の留意事項」の送付について（通知）

この度、鉄道警察隊の運営に関する規則の一部を改正する規則（平成4年国家公安委員会規則第21号）が制定され、平成5年1月1日から施行された。

この規則の要点については、既に「外勤警察運営規則の一部を改正する規則等の施行について（依命通達）」（平成4年12月25日付け警察庁乙保発第27号、警察庁乙官発第31号）により示されたところであるが、「鉄道警察隊の運営に関する規則の改正部分の解釈及び運用上の留意事項」を別添のとおり策定したので、各都道府県警察にあっては、これを踏まえ、鉄道警察隊の適正な運営に努められたい。

平成5年3月12日

鉄道警察隊の運営に関する規則の改正部分の
解釈及び運用上の留意事項

警察庁保安部地域課

第1 改正の趣旨

鉄道警察隊は、昭和62年に設置され、既に5年が経過したが、この間、列車内及び駅の構内におけるすり、置引き事件の増加等鉄道警察隊を取り巻く治安情勢は厳しさを増している。また、警察職員への週40時間勤務制の導入等鉄道警察隊の運営に当たっての基礎的な条件も大きく変化しているところである。

そこで、このような内外の情勢の変化に的確に対応し、鉄道警察隊の効率的かつ適切な運営を推進するため、事件等の処理範囲や隊員の勤務制等についての見直しがなされ、今般、鉄道警察隊の運営に関する規則の一部を改正する規則（平成4年国家公安委員会規則第21号。）が制定され、すり、置引き等の事件を鉄道警察隊が独自に処理することができることとされるとともに、日勤制及び私服の着用についての規定が新たに設けられるなどの改正が行われたものである。

第2 改正された規定の解釈及び運用上の留意事項

1 鉄道警察隊の設置（第2条関係）

従来は、旧規則（昭和62年国家公安委員会規則第3号。以下「旧規則」という。）においては、都道府県警察は、本部外勤警察担当部門に鉄道警察隊を設けるものとされていた（旧規則第2条）が、改正後の鉄道警察隊の運営に関する規則（以下「新規則」という。）においては、都道府県警察は、本部（方面本部を含む。）に鉄道警察隊を設けるものとされた。

従来は、旧規則において前記のように規定されていたほか、外勤警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「外勤規則」という。）において、鉄道警察隊は、警察本部に置くものとされ（第30条）、そこでいう警察本部は、方面本部を含むものとされていた（第14条）ところ、外勤規則が改正されたのに伴い、新規則においては、それらの規定が整理され、「本部（方面本部を含む。）」とされたものである。また、鉄道警察隊を本部のどの部に置くかについては、警察法施行令（昭和29年政令第151号）に、警視庁及び道府県警察本部並びに方面本部の内部組織の基準が示されているため、あえて規定されなかったものである。

このように、条文上の表現は改められたものの、鉄道警察隊が警察法施行令上の警らに属することに変わりはなく、また、現在の各都道府県警察における鉄道警察隊の設置及び組織等について何ら実質的な変更を加えるものではないので、各都道府県警察にあっては、従前と同様、警ら担当部門に鉄道警察隊を設置することとされたい。

2 事件等の処理範囲（第4条第1項関係）

旧規則以来、鉄道警察隊は、事件又は事故の処理に当たって、基本的に初動的な措置を行った後、関係警察署に引き継ぐものとされる一方、鉄道に関する専門的知識等を持つ鉄道警察隊に処理させることが合理的であると考えられる一定の事件については、警察本部長の定め

るところにより、鉄道警察隊に処理させることができることとされているが、新規則においては、そのような事件の例示として、列車内及び駅の構内において行われた刑法第235条に規定する犯罪に係る事件が新たに掲げられた。

これは、鉄道施設内で増加しているすり、置引き等の窃盗犯罪の予防及び検挙の向上を図るためには、これらの犯罪に係る事件を、鉄道に関する専門的知識等を有する鉄道警察隊に処理させることが適当であると考えられることによる。

ここで、すり、置引き等の事件を最後まで処理するかどうかについては、各都道府県警察の実情に応じ、鉄道警察隊の体制、他の警察部門及び関係警察署の負担等を考慮の上、判断することとなるが、すり、置引き等の発生が多い、又は急増している駅や路線を抱える都道府県にあっては、それらの事件を最後まで処理できるよう、速やかに鉄道警察隊の体制を整備することとされたい。

また、鉄道警察隊にすり、置引き等の事件を処理させる場合において、鉄道警察隊に事件の送致まで行わせるのか、又は鉄道警察隊に送致に必要な司法書類の作成までを行わせ、送致は関係警察署を通じて行うこととするか等具体的な処理方法については、他の事件についてと同様、各都道府県警察の実情に応じ定められたい。

ところで、すり、置引き等の窃盗犯罪は職業的犯罪の性格が強く、その検挙には、専門的な知識及び技術が要求されるので、各都道府県警察においては、捜査担当部門と合同での実践的な訓練等を積極的に推進するほか、活動の軸となる捜査経験者が隊員となるよう、鉄道警察隊と捜査担当部門との間での人事交流に配慮するなど、体制の強化にも努められたい。また、特に中小規模の都道府県警察にあっては、大規模の都道府県警察の鉄道警察隊やすり犯捜査担当部門への隊員の研修を積極的に進めるなど、あらゆる機会を利用して隊員の実務能力向上に努められたい。

なお、重要窃盗犯及び常習者による窃盗事件の処理に当たっては、事件を効率的、効果的かつ迅速に処理させるため、鉄道警察隊と窃盗犯事件主管課を緊密に連携させられたい。

3 勤務制等(第5条関係)

旧規則においては、隊員の勤務は、交替制によるものとされていた(第5条第1項)が、新規則においては、交替制による勤務を原則とする一方で、鉄道施設における事件、事故等の発生状況等を勘案して警察本部長の定めるところにより、隊員の勤務を日勤制(交替制及び駐在制以外で、いわゆる通常勤務及び毎日勤務の両方を含む勤務制全般をいう。以下同じ。)とすることができることとされた(第5条第2項)。

隊員の勤務を日勤制とすることができることとされたのは、夜間の事件、事故等の発生が皆無又は極端に少ないため隊員を交替制により運用す

る必要性が非常に小さい都道府県があると考えられることや、私服を着用して勤務する隊員（以下「私服隊員」という。）を指定して、昼間に多く発生するすり、置き引き等の予防及び検挙に当たらせる都道府県にあっては、私服隊員を効率的に勤務させるには、日勤制による方が適当であると考えられること等によるものである。

隊員を日勤制で運用するに当たっては、事件、事故等の発生状況等の治安情勢及び各都道府県警察の実情を勘案することとなるが、鉄道利用者等で駅の構内が混雑する時間帯や事件、事故の発生が多い時間帯など警戒体制を充実させる必要のある時間帯により多くの人員を確保するため、通常勤務だけでなく、毎日勤務の中で時差出勤を導入するなど隊員を柔軟に運用し、鉄道警察隊の任務完遂に遺漏のないよう必要な措置を採ることとされたい。この場合、警察装備品を保管する隊本部の施設等を警戒警備するとともに事件、事故へ迅速に対応するため、必要最小限の人員を宿直勤務に当てるようにされたい。

なお、隊員の勤務を交替制から日勤制に移行させる場合には、事前に警察庁に連絡することとされたい。

4. 勤務方法及び活動（第6条関係）

(1) 隊員の活動内容

新規則第6条においては、「踏切等における交通の指導取締り」が削除された。

これは、一部の鉄道警察隊において、踏切等における交通の指導取締りの名の下、鉄道運輸と直接関係のない交通の取締りに偏った活動が行われている実情があることにかんがみ、鉄道警察隊が設置されている本旨に従い、駅の構内、ホーム上等鉄道施設における活動を確実に行わせるため、活動の例示としては削除されたものである。ただし、新規則においても第3条で鉄道警察隊の事務として「鉄道事故の防止に関すること。」が掲げられていることから、列車内及び駅の構内の犯罪予防及び検挙活動に影響を及ぼさない範囲内で、各都道府県警察の実情に応じ、交通警察部門と連携して踏切等における交通の指導取締りを実施されたい。

(2) 通常基本勤務

従来は、外勤規則第5条第1項によって、隊員は、通常基本勤務を通じて鉄道警察隊の任務を達成するための活動を行うものとされていたが、新規則においては、隊員の通常基本勤務について規定されなかった。

これは、旧規則以来、外勤規則で隊員の通常基本勤務における勤務方法とされていた警戒警備、警乗等に関することが鉄道警察隊のつかさどる事務として規定されている（第3条第2項）ため、当然隊員はそれらの勤務方法を通じた活動をすることになり、新規則において規定する必要がないことによる。

従って、隊員には、従前どおり警戒警備、警乗、在所及び警らの

勤務方法により行う通常基本勤務を通じて、鉄道警察隊の任務を達成するための活動を行わせることとされたい。このほか、都道府県警察によって、隊員の人数、鉄道警察隊の施設の周辺における人の往来等を勘案して必要と認められるときは、従前と同様、「在所」、「立番」及び「見張」の勤務方法が加えられることになる。

また、勤務方法ごとの活動要領についても、従前と同様とし、特に列車警乗についても、従前通り「列車警乗の実施について」（昭和62年3月6日付け警察庁丙勤発第13号）により運用することとされたい。

(3) 通常基本勤務以外の勤務

従来は、外勤規則第5条第2項によって、隊員は、必要があるときは、特別勤務に従事するものとしてされていたが、新規則においては、通常基本勤務が規定されていないことに伴い、特別勤務についても規定されていない。

しかし、当然、隊員の活動は通常基本勤務を通じた活動に限られないので、鉄道施設における公共の安全と秩序の維持のため、隊員に通常基本勤務を通じた活動以外の特別な活動を行わせる必要があるときは、従前どおり、特別勤務に従事させることとされたい。

一方、鉄道施設とのかかわりを有さず、隊長等による指揮監督（教養等の場合は積極的な関与）のない勤務（いわゆる転用勤務）を通じた活動は、前記「特別な活動」には該当せず、そのような勤務に隊員に従事させることは、鉄道に係る公安の維持に支障を来すことになるため、抑制するよう努められたい。

6. 制服の着用等（第6条の2関係）

(1) 制服の着用及び標章の着装（第1項）

従来、隊員の制服着用については、外勤規則第7条第1項本文において、常に制服を着用しなければならないこととされ、隊員の標章の着装については、旧規則第5条第2項において、警察庁長官の定めるところにより、警察庁長官の定める標章を着用しなければならないこととされていたが、新規則においては、それらがまとめられ、隊員は、制服を着用し、警察庁長官の定める標章を当該制服に装着しなければならないこととされた。

このように、新規則第6条の2第1項は、従来の規定が整理されたものに過ぎないので、各都道府県警察にあつては、従前どおり、隊員には、制服を着用させ、警察庁長官の定める標章を装着させることとされたい。

(2) 私服の着用（第2項）

従来、隊員の私服着用については、外勤規則第7条第1項ただし書において、警察本部長が特に指定した場合は私服を着用することができることとされていたほか、「私服で勤務する鉄道警察隊員の指定等について」（平成2年9月1日付け警察庁丙勤発第31号。以

下「私服通達」という。)により運用されてきたところであるが、新規則においては、警察本部長が鉄道施設における事件、事故等の発生状況等を勘案して定める事件、事故等処理するため必要があると認める場合は、私服を着用することができることとされた。

これは、すり、置引き等鉄道施設内特有の犯罪及び鉄道施設内において多発する犯罪の予防及び検挙に当たるための私服隊員の指定を推進するためのものであるので、私服通達2(1)により常に私服を着用して勤務する隊員(以下「指定私服隊員」という。)を指定できるように、私服隊員に処理させる事件、事故等をあらかじめ定めしておくこととされたい。

また、私服通達2(2)により、指定私服隊員以外の隊員の中から隊長により一時的に私服隊員を指定させる場合は、規則上明示されてはいないが、隊長による運用(第11条)の一つとして考えられるので、従前どおり、特定の時間、場所、勤務方法等を明示させた上で指定させることとされたい。この場合、私服通達にあるとおり、私服を着用しての勤務に偏重することのないように留意することとされたい。

6 施設関係(第6条の3関係)

旧規則においては、特に施設に関する規定はなかったが、新規則においては、鉄道警察隊の施設には、その名称を表示し、赤色灯を設けなければならないこととされた。

これは、従来、外勤規則第7条第2項において、その名称を表示し、赤色灯を設けなければならないこととされていた派出所、駐在所等に倣い、鉄道警察隊でも運用で実施されていたことが、新規則において、明文化されたものである。

なお、ここでいう「鉄道警察隊の活動の拠点とする施設」とは、隊長が勤務する施設のほか、詰所、連絡所、派遣所等基本的に隊員が常時配置され、そこを拠点として警ら等を行う施設をいう。

7 警察本部長の職務(第10条関係)

新規則第10条は、外勤規則第8条(運営の基本)及び同第11条第1項(勤務準則)に倣い、改正されたものである。

第1項は、当該都道府県警察全体の実情に即して鉄道警察隊の組織を整備するため人事的な配慮等をするほか、鉄道警察隊を担当する警察部門の枠を超えた教養の機会を隊員に与えるよう、警察本部長の職務として明確に規定されたものである。よって、各都道府県警察にあっては、第1項の趣旨を了知の上、鉄道警察隊の組織の充実・強化等に努められたい。

第2項は、従前どおり鉄道警察隊の勤務に関し必要な事項についての準則を警察本部長が定めておくこととしたものである。

これは、鉄道施設における事件、事故等の発生状況等に即した効率的な鉄道警察隊の運営を計画的に行うためのものであるから、各都道

府県警察にあつては、事後の運用の実態を踏まえて定期的に勤務準則の見直しを行うこと等により、情勢の変化に対応し、最も効果的な鉄道警察隊の運営がなされるよう努められたい。

8 隊長の職務（第11条関係）

新規則において、「配置」という語が削除されたが、これは、どの警察官を隊員にするかという人事権が伴う「配置」は、警察本部長の職務であり（第10条）、隊長に「配置」の権限はない、つまり、隊員のうち、だれをどこで勤務させるかということは、あくまで隊長による隊員の「運用」である、という考え方から規定が整理されたものである。よって、従来からの実態と異なるところはないので、各都道府県警察にあつては、従前どおり隊長により隊員を効率的に運用することにより、効果的な鉄道警察隊の活動を推進するよう努められたい。

9 指揮監督及び指導教養上の留意事項（第13条関係）

新規則第13条は、外勤規則第13条（指揮監督及び指導教養上の留意事項）と同趣旨の規定が旧規則第13条に盛り込まれ、隊長による指揮監督及び指導教養上の留意事項として整理されたものである。

各都道府県警察にあつては、この留意事項に従って隊長による指揮監督及び指導教養が適切に行われるようにするほか、個々の隊員が鉄道に関する専門的な知識及び技能並びに適正かつ総合的な判断力を発揮することができるよう、隊員の勤務や活動の実態を踏まえて活動の重点を策定させるなど工夫を凝らした鉄道警察隊の運営をされたい。